1、業務名

鉄スクラップ類売払い

2、業務の目的

道路管理上発生した鉄スクラップ類を再資源化のため売払うことを目的とする。

3、対象物件

対象物件は西部・北部・南部各地域整備事務所(以下「各事務所」という)において撤去・回収した鉄スクラップ類(柵・溝蓋・車止め・鉄柱・標識・ベンチ・電線・鉄柱等)のうち、再資源化が可能な有価物とする。

なお、必要に応じて売払人と買取人において、対象物件の事前確認を行い、発 注者の選別不足がある場合は両者合意のもと、残置するものとする。

4、資格要件

堺市調達課において、業者区分「売払い」、種目名「鉄」での登録を有すること。

5、納金方法

売払代金を売払人が発行する納入通知書兼領収書により納付期日までにすること。

6、履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

7、履行場所及び数量

- ·出島資材置場 堺市堺区出島海岸通4丁(西部地域整備事務所)
 - 奥行 7.0m×幅 5.5m×平均高さ 1.5m=約 57.75 m³
- · 丹上資材置場 堺市美原区丹上(北部地域整備事務所)

奥行 8.0m×幅 4.0m×平均高さ 1.3m=約 38.4 m³

・田園資材置場 堺市中区田園(南部地域整備事務所)

奥行 4.0m×幅 2.5m×平均高さ 1.2m=約 12.0 m³

8、業務内容

(1) 鉄スクラップ類の積込・運搬

買取人は、履行場所において保管している鉄スクラップ類を、本市の指示により本市職員立会いの上、速やかにバックホー等(ゴムキャタビラ車可・鉄キャタビラ等不可)または、手積みで運搬用車両に(高さ制限地上から3.8m以内・積込幅は運搬用車両の幅以内)荷崩れしない様に積込み、運搬すること。積込む際には、監督員の指示に従うこと。

また運搬用車両については、履行場所により制限のある場合があるので、事前に各事務所と協議すること。

(2) 届出書類

契約締結後、速やかに業務責任者届と着手届を提出すること。また業務完了時には速やかに完了届と下記に定める履行確認書類を提出すること。

(3) 履行確認書類

各地域整備事務所の資材置場において、鉄スクラップの搬出前、積み込み状況、 搬出後の状況写真を撮影し、提出すること。

搬入施設では鉄スクラップの荷卸し状況を撮影し、提出すること。

また、鉄スクラップ類の受入を証する書類として、搬入施設の受入証等を提出すること。

(4) 業務に関する機材等の負担

運搬用車両及び、積み込み用・仕分け用機材等は買取人にて準備すること。

(5) その他

当業務を施行する場合、各履行場所等の業務に支障なきよう、係員の指示に従うこと。

(6) 暴力団の排除について

暴力団等の排除については、別紙1によるものとする。